

# 住宅耐震化促進支援事業 補助のごあんない

令和6年度

令和3年度から県と共同で「住宅耐震化促進支援事業」を行っています。

## 補助の対象 詳細は要綱をご確認ください。

- 木造で在来軸組構法及び伝統的構法のもの
- 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅または併用住宅
- 現に居住の実態があること
- 申請者は所有者または居住者であること
- 平屋建または2階建
- 耐震診断の結果、耐震性を有しない
- 補助対象地区内・移転対象地区内であること※
- ②③は建替え後に建築物エネルギー消費性能基準に適合すること
- 未契約であり1月31日までに完了報告ができるもの

NEW

R5年度から②現地建替③非現地建替  
④除却の工事に限り簡易耐震診断  
「誰でもできるわが家の耐震診断」  
も利用できます！  
【一般財団法人日本建築防災協会リーフレット】

木造住宅耐震改修費補助事業と  
当事業①耐震改修補助の違いは？

長屋住宅NG  
共同住宅NG  
居住予定NG



補助内容	① 耐震改修工事	② 現地建替工事	③ 非現地建替工事	④ 除却工事
補助対象要件	補助対象区域※に建つ住宅		移転建替後の住宅が 補助対象区域※内であること	除却後、市内の耐震性を有 する住宅に移転すること
補助対象事業費	工事費	除却工事費 新築工事費	除却工事費	
補助額	補助対象事業費の80% (上限100万円)		補助対象事業費の23% (上限8万3千800円)	

※補助対象地区について下記は対象外となります。

- 市内全域の都市計画区域外
  - 市街化調整区域
  - 都市計画総括図の工業地域、工業専用地域
  - 区域区分非設定の区域内で用途地域が指定されていない区域
  - 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域
  - 尾道市総合防災マップの浸水深さ5.0メートル以上の区域
- ※御調町内については、旧市小学校区は対象となります



## その他

令和4年度から尾道市と住宅金融支援機構が連携し、「住宅耐震化促進支援事業」②～④にて新たに住宅を取得する場合に限り、【フラット35】地域連携型がご利用可能になりました。

→詳細は住宅金融支援機構またはお近くの銀行住宅ローン窓口にて



▲フラット35のHP



## 申請・相談窓口

尾道市 建築課 指導係（尾道市役所本庁3階海側）  
〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1  
☎ 0848-38-9245 📠 0848-38-9295  
✉ [k-shidou@city.onomichi.hiroshima.jp](mailto:k-shidou@city.onomichi.hiroshima.jp)  
開庁時間：午前8時30分～午後5時15分



▲建物等の改修工事費補助QRコード

お気軽に  
ご相談ください

